

川越市地域防災計画



令和5年11月

川越市防災会議

目 次

第1編 総則編

第1章 計画の策定	1- 1
第1節 計画の概要	1- 1
第1 計画の目的	1- 2
第2 計画の性格及び範囲	1- 2
第3 計画の目標	1- 2
第4 計画の構成	1- 2
第5 計画の運用等	1- 4
5.1 他計画との関係	1- 4
5.2 計画の修正	1- 5
5.3 計画の習熟、周知徹底	1- 5
第2節 計画の基本方針	1- 6
第1 川越市総合計画	1- 6
第2 防災ビジョン	1- 9
第2章 防災関係機関の役割分担	1-11
第1節 川越市防災会議	1-11
第1 組 織	1-12
第2 所掌事務	1-12
第2節 防災関係機関の業務の大綱	1-13
第1 市	1-14
第2 消防機関	1-14
第3 県の機関	1-15
第4 警察の機関	1-16
第5 指定地方行政機関	1-16
第6 陸上自衛隊	1-18
第7 指定公共機関	1-18
第8 指定地方公共機関	1-19
第9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	1-21
第3章 市民、自主防災組織及び事業所の基本的役割	1-23
第1節 市民の果たす役割	1-24
第1 平常時から実施する事項	1-24
第2 発災時に実施すべき事項	1-25
第2節 自主防災組織の果たす役割	1-26
第1 平常時から実施する事項	1-26
第2 発災時に実施すべき事項	1-26
第3節 事業所の果たす役割	1-27
第1 平常時から実施する事項	1-27
第2 発災時に実施すべき事項	1-27
第4章 川越市の防災環境	1-28
第1節 自然環境の特性	1-29
第1 位置・地勢	1-29

第2	地形・地盤	1-30
第3	活断層	1-35
第4	河川	1-36
第5	気象	1-36
5.1	気温	1-36
5.2	降水量	1-37
第6	地震災害履歴	1-38
6.1	埼玉県における災害履歴	1-38
6.2	本市における災害履歴	1-40
第7	風水害履歴	1-41
第2節	社会環境の特性	1-42
第1	人口	1-43
1.1	人口、世帯数の推移	1-43
1.2	地区別人口、世帯数	1-43
1.3	要配慮者人口	1-44
1.4	市外への就業者及び通学者数（昼夜間人口）	1-46
1.5	観光客数	1-47
第2	建物	1-49
第3	交通	1-50
3.1	道路・交通の状況	1-50
3.2	鉄道利用者の状況	1-50
第4	土地利用	1-52
4.1	土地利用の状況	1-52
4.2	区域区分及び用途地域	1-53
第3節	被害想定	1-54
第1	地震被害想定	1-55
1.1	想定地震	1-55
1.2	想定結果	1-57
第2	風水害被害想定	1-58
2.1	浸水想定河川・区域	1-58
2.2	浸水想定結果	1-60
2.3	水害危険区域	1-64
2.4	雨水出水浸水の想定区域	1-64
第5章	川越市の防災対策の基本方針	1-65
第1節	震災対策の基本方針	1-66
第1	震災対策の基本的考え方	1-67
第2	震災対策の目標	1-67
2.1	埼玉県の減災目標	1-67
2.2	本市の目標フレーム	1-68
第2節	風水害対策の基本方針	1-71
第1	計画の目的	1-72
第2	計画の目標	1-72
第3節	事故災害対策の基本方針	1-73
第1	大規模事故災害の選定	1-74
第2	本市に係る事故災害	1-75

第2編 震災対策編

《注意》

目次項目に対応して担当する部署名を【 】内に記載しています。

「予防計画」の場合は市の行政組織名を、「応急対策計画」の場合は災害対策本部の班名を記載しています。

災害対策本部の班構成と各班を編成する行政組織については、資料編「■災害対策本部の組織編成（資料集 p1-174、175）」を参照してください。

第1章 震災予防計画	2- 1
第1節 震災に強い都市環境の整備	2- 2
第1 計画的なまちづくりの推進	2- 4
1. 1 防災的土地利用計画の推進	【都市計画課、都市整備課、建設管理課、道路街路課】 2- 4
1. 2 地盤災害の予防	【防災危機管理室、都市計画課、建築指導課、開発指導課】 2- 8
1. 3 防災空間の確保	【環境政策課、都市計画課、公園整備課、農政課】 2-10
第2 都市施設の安全対策	2-12
2. 1 建築物の耐震化	【建築指導課、関係各課】 2-12
2. 2 道路、交通施設の安全対策	【道路街路課、道路環境整備課】 2-15
2. 3 河川施設の安全対策	【河川課】 2-17
2. 4 農業集落排水処理施設の安全対策	【農政課】 2-18
2. 5 倒壊物、落下物等の安全対策	【都市計画課、都市景観課、建築指導課、環境政策課、防災危機管理室】 2-18
2. 6 ライフライン施設の安全対策	【事業計画課、上下水道管理センター、水道課、下水道課、東京電力パワーグリッド(株)、都市ガス事業者、(一社)埼玉県LPガス協会、東日本電信電話(株)】 2-21
2. 7 危険物等関連施設等の安全対策	【保健総務課、消防組合、埼玉県】 2-26
第3 防災拠点の整備	2-27
3. 1 防災拠点のネットワーク化	【防災危機管理室】 2-27
3. 2 防災拠点施設の整備	【防災危機管理室】 2-31
3. 3 その他の防災拠点の整備	【防災危機管理室】 2-32
第4 安全避難の確保	2-34
4. 1 避難計画の策定	【関係各課】 2-34
4. 2 避難拠点の整備	【防災危機管理室、教育財務課】 2-36
4. 3 避難路の整備	【防災危機管理室】 2-45
第2節 震災に強い防災体制の整備	2-48
第1 災害活動体制の整備	2-51
1. 1 職員の初動体制の整備	【防災危機管理室、情報政策課】 2-51
1. 2 動員計画等の整備	【防災危機管理室、職員課】 2-52
1. 3 職員の防災教育	【防災危機管理室】 2-53
1. 4 広域応援協力体制の充実	【防災危機管理室】 2-54
第2 災害情報収集・伝達体制の整備	2-61
2. 1 災害情報連絡体制の整備	【防災危機管理室】 2-61

2.2	被害情報の早期収集体制の整備	【防災危機管理室】	2-63
2.3	通信施設の整備	【防災危機管理室、管財課】	2-65
第3	非常用物資の備蓄		2-67
3.1	給水体制の整備	【給水サービス課、事業計画課、上下水道管理センター、水道課、総務企画課、防災危機管理室】	2-68
3.2	食料供給体制の整備	【防災危機管理室】	2-70
3.3	生活必需品供給体制の整備	【防災危機管理室】	2-72
3.4	防災用資機材等の備蓄	【防災危機管理室】	2-73
3.5	災害備蓄庫等の整備	【防災危機管理室】	2-74
3.6	物資の調達体制の整備	【防災危機管理室】	2-75
第4	消防体制の整備		2-77
4.1	消防力の強化	【消防組合】	2-77
4.2	出火防止対策の推進	【消防組合】	2-79
4.3	初期消火体制等の強化	【防災危機管理室、消防組合】	2-80
第5	災害時医療体制の整備		2-82
5.1	防災医療システムの整備	【保健医療推進課、保健総務課、国民健康保険課】	2-82
5.2	初動医療体制の整備	【保健医療推進課、保健総務課、消防組合】	2-84
5.3	後方医療体制の整備	【保健医療推進課、保健総務課、消防組合】	2-85
5.4	要配慮者に対する医療対策	【関係各課】	2-87
5.5	医薬品等の確保	【防災危機管理室、保健医療推進課】	2-88
第6	防疫体制の整備		2-89
6.1	防疫活動体制の整備	【保健予防課、食品・環境衛生課、衛生検査課、健康管理課、健康づくり支援課】	2-89
6.2	防疫薬品・資機材の確保	【保健予防課、食品・環境衛生課、衛生検査課、防災危機管理室】	2-90
6.3	埋・火葬のための資材の確保及び斎場の安定的な運営	【斎場】	2-91
第7	緊急輸送体制の整備		2-92
7.1	緊急輸送道路の確保	【防災危機管理室、防犯・交通安全課、道路環境整備課】	2-92
7.2	緊急輸送車両等の確保	【防災危機管理室、管財課】	2-96
第8	廃棄物処理体制の整備		2-97
8.1	ごみ処理体制の整備	【資源循環推進課】	2-97
8.2	し尿処理体制の整備	【資源循環推進課】	2-99
8.3	広報体制の整備	【資源循環推進課】	2-100
8.4	相談・苦情等の想定	【資源循環推進課】	2-100
8.5	職員の教育訓練	【資源循環推進課、環境施設課、収集管理課、産業廃棄物指導課、環境対策課、環境政策課】	2-100
8.6	災害廃棄物処理計画の見直し	【資源循環推進課、環境施設課、収集管理課、産業廃棄物指導課、環境対策課、環境政策課】	2-101
第9	住宅対策		2-102
9.1	応急仮設住宅の事前計画	【管財課】	2-102
9.2	建築物、宅地の危険度判定に係る体制の整備	【建築指導課、開発指導課】	2-105
9.3	民間賃貸住宅等の把握	【建築住宅課】	2-106
第10	文教対策		2-107
10.1	文教対策	【各学校、教育財務課、保育課】	2-107
10.2	文化財の収蔵・保管体制の整備	【都市景観課、文化財保護課】	2-108
10.3	防火体制等の整備強化	【都市景観課、文化財保護課】	2-108

第 11	帰宅困難者対策	2-110
11. 1	帰宅困難者の把握	【防災危機管理室、政策企画課】 2-110
11. 2	帰宅困難者発生に伴う影響	【防災危機管理室、防犯・交通安全課、交通政策課】 2-111
11. 3	帰宅困難者への啓発等	【防災危機管理室、産業振興課、観光課】 2-112
11. 4	帰宅困難者対策協議会の設置	【防災危機管理室】 2-113
第 3 節	市民と行政の協働による防災対策	2-115
第 1	防災意識の高揚	2-117
1. 1	啓発活動の推進	【防災危機管理室】 2-117
1. 2	啓発すべき内容	【防災危機管理室】 2-118
1. 3	防災教育の推進	【教育指導課、教育センター、地域教育支援課、中央公民館、防災危機管理室、消防組合】 2-120
第 2	防災訓練の充実	2-123
2. 1	訓練の目的	【防災危機管理室、消防組合、各課共通】 2-123
2. 2	総合防災訓練	【防災危機管理室、消防組合、各課共通】 2-124
2. 3	本市及び防災関係機関の訓練	【防災危機管理室、教育指導課、保育課、消防組合】 2-126
2. 4	事業所、自主防災組織及び市民の訓練	【防災危機管理室、消防組合】 2-129
第 3	防災組織の育成・強化	2-131
3. 1	自主防災組織の育成・強化	【防災危機管理室、消防組合】 2-131
3. 2	自警消防隊の育成・強化	【消防組合】 2-135
3. 3	事業所等の防災組織の育成	【防災危機管理室、消防組合】 2-135
3. 4	地区防災計画の作成	【防災危機管理室】 2-137
第 4	避難行動要支援者対策	2-139
4. 1	在宅の避難行動要支援者に対する安全対策	【防災危機管理室、福祉推進課、障害者福祉課、高齢者いきがい課、地域包括ケア推進課、介護保険課】 2-140
4. 2	要配慮者全般の安全対策	【防災危機管理室、福祉推進課、障害者福祉課、高齢者いきがい課、地域包括ケア推進課、介護保険課】 2-143
4. 3	社会福祉施設入所者等に対する安全対策	【障害者福祉課、高齢者いきがい課、地域包括ケア推進課、介護保険課、こども家庭課、保育課、療育支援課】 2-145
4. 4	外国人に対する安全対策	【防災危機管理室、国際文化交流課】 2-147
第 5	ボランティアとの連携	2-149
5. 1	連携体制の整備	【防災危機管理室、福祉推進課】 2-149
第 4 節	地震災害の防止に関する調査研究	2-153
第 1	防災アセスメントに関する調査研究	2-154
1. 1	防災アセスメント調査	【防災危機管理室】 2-154
1. 2	地区別防災カルテの作成	【防災危機管理室】 2-155
第 2	被害想定に関する調査研究	2-155
第 3	震災対策に関する調査研究	2-156
3. 1	都市施設等の震災対策に関する調査	【関係各課】 2-156
3. 2	既存建築物の震災対策に関する調査	【関係各課】 2-156
3. 3	地震災害時の情報伝達に関する調査研究	【防災危機管理室】 2-157
第 2 章	震災応急対策計画	2-158
第 1 節	活動体制の確立	2-159
第 1	配備体制と動員計画	2-161
1. 1	配備体制	【各班（各課）共通】 2-162
1. 2	動員計画	【各班（各課）共通、職員班、本部班、保健班】 2-163
第 2	災害対策本部の設置・運営	2-167

2. 1	災害対策本部の設置	【本部班、職員班、管財輸送班、関係各班】	2-168
2. 2	災害対策本部の組織	【各班共通】	2-170
2. 3	災害対策本部運営の留意事項	【本部班、情報整理班】	2-172
第3	情報通信手段の確保		2-173
3. 1	災害対策本部各班間の情報通信手段	【本部班、情報整理班、消防組合】	2-174
3. 2	埼玉県及び県内防災関係機関との情報通信手段	【本部班、情報処理班、消防局、埼玉県、川越警察署】	2-174
3. 3	通信施設の復旧対策	【本部班、情報処理班、管財輸送班】	2-176
第4	民間への協力依頼等		2-177
4. 1	自治会、自主防災組織への協力依頼	【関係各班】	2-178
4. 2	民間団体への協力依頼	【関係各班】	2-178
4. 3	人的公用負担	【本部班、職員班】	2-178
第5	物資・資機材の調達		2-179
5. 1	災害時応援協定に基づく物資・資機材の調達	【関係各班、本部班】	2-180
5. 2	埼玉県からの物資・資機材の調達	【関係各班、本部班】	2-180
5. 3	物的公用負担	【関係各班】	2-180
第6	広域応援等		2-181
6. 1	埼玉県への応援要請	【本部班】	2-182
6. 2	他市町村への応援要請	【本部班、消防組合】	2-183
6. 3	防災関係機関への応援要請	【本部班】	2-185
6. 4	応援の受入れ	【職員班、関係各班】	2-186
6. 5	職員の派遣要請・あっせん要請	【職員班、関係各班】	2-187
6. 6	広域応援の実施	【関係各班】	2-188
第7	自衛隊への災害派遣要請依頼		2-189
7. 1	自衛隊派遣要請の判断	【本部班】	2-190
7. 2	災害派遣要請要領	【本部班】	2-190
7. 3	自衛隊の自主派遣		2-193
7. 4	派遣部隊の撤収要請	【本部班】	2-193
7. 5	経費の負担区分	【財政班】	2-194
第8	ボランティアとの連携		2-195
8. 1	災害ボランティアセンターの設置	【福祉班】	2-196
8. 2	専門ボランティアの振り分け	【福祉班、関係各班】	2-197
8. 3	ボランティアへの支援	【福祉班、保健班、医療班】	2-198
第9	災害救助法の適用		2-199
9. 1	災害救助法の概要	【本部班、関係各班】	2-200
9. 2	災害救助法の適用及び実施	【本部班、関係各班】	2-201
9. 3	災害救助法が適用されない場合の措置	【関係各班】	2-203
第2節	発災初期における災害応急対策活動		2-204
第1	地震に関する情報の収集・伝達		2-209
1. 1	基本方針	【本部班、情報整理班】	2-210
1. 2	情報の収集・伝達系統	【本部班、情報整理班】	2-211
第2	市民からの通報・問合せの処理		2-212
2. 1	市民からの通報の処理	【情報収集連絡班、本部班、情報整理班】	2-213
2. 2	市民からの問合せの処理	【情報収集連絡班、本部班、情報整理班、広報班】	2-213
第3	災害情報の収集・伝達・共有		2-215
3. 1	被害規模の目安の把握	【本部班】	2-216
3. 2	発災初期における概括的な被害程度の把握・伝達（発生速報）		

	【本部班、情報整理班、情報収集連絡班、消防組合】	2-216
3.3	発災初期の被害状況の把握・伝達（経過速報）	2-218
	【本部班、情報整理班、情報収集連絡班】	2-218
3.4	災害情報の収集・伝達	2-220
	【避難所運営班、地域防災拠点班、情報整理班、本部班、関係各班】	2-220
3.5	災害情報の共有	2-222
	【本部班、情報整理班】	2-222
第4	広報活動	2-223
4.1	広報活動の方針	2-224
	【本部班、広報班】	2-224
4.2	初動期の広報	2-224
	【広報班、情報整理班】	2-224
4.3	要配慮者への広報	2-225
	【広報班、要配慮者支援班、国際班】	2-225
4.4	報道機関への災害情報の提供	2-226
	【広報班】	2-226
第5	消防活動	2-228
5.1	消防局による消防活動	2-229
	【消防局】	2-229
5.2	消防団の活動	2-230
	【消防団】	2-230
5.3	応援部隊の要請	2-231
	【消防組合、本部班】	2-231
第6	救助・救急	2-233
6.1	活動方針	2-234
	【消防組合、本部班】	2-234
6.2	活動要領	2-234
	【消防組合、本部班、広報班、医療班、地域防災拠点班】	2-234
第7	医療救護	2-238
7.1	医療に関する情報の収集・伝達	2-239
	【医療班、本部班】	2-239
7.2	初動医療体制	2-239
	【医療班、保健班、消防組合】	2-239
7.3	負傷者等の搬送体制	2-241
	【医療班、本部班、消防組合】	2-241
7.4	後方医療体制	2-242
	【医療班、本部班、消防組合】	2-242
7.5	被災医療機関への支援	2-243
	【医療班、給水班、福祉班、本部班】	2-243
第8	交通対策	2-244
8.1	発災直後の交通対策の実施要領	2-245
	【本部班、情報整理班、交通・帰宅困難者支援班、道路班、広報班】	2-245
8.2	交通対策の方法	2-246
	【交通・帰宅困難者支援班、道路班】	2-246
8.3	交通規制等の法的根拠	2-247
	【交通・帰宅困難者支援班、道路班】	2-247
第9	緊急輸送道路の確保	2-248
9.1	道路の被害状況の把握	2-249
	【道路班、交通・帰宅困難者支援班、本部班、情報収集連絡班】	2-249
9.2	交通障害物の除去	2-249
	【道路班、廃棄物対策班、本部班】	2-249
9.3	除去作業上の留意事項	2-250
	【道路班、廃棄物対策班】	2-250
第10	緊急輸送手段の確保	2-251
10.1	緊急輸送車両の確保	2-252
	【管財輸送班】	2-252
10.2	緊急輸送車両の管理と運用	2-252
	【管財輸送班】	2-252
10.3	緊急輸送車両の確認	2-252
	【管財輸送班】	2-252
10.4	その他の輸送手段	2-253
	【本部班】	2-253
10.5	災害救助法が適用された場合の実施基準	2-254
	【関係各班】	2-254
10.6	燃料の確保	2-254
	【管財輸送班】	2-254
第11	二次災害の防止	2-255
11.1	建築物・構造物の二次災害防止	2-256
	【関係各班】	2-256
11.2	民間建物の応急危険度判定	2-256
	【建築指導班】	2-256
11.3	水防活動	2-258
	【現地調査班、道路班、河川班、消防組合】	2-258
11.4	危険物等による二次災害防止活動	2-258
	【消防組合、医療班、環境保全班】	2-258
11.5	二次災害防止のための市民への呼びかけ	2-259
	【広報班、関係各班】	2-259
第12	避難活動	2-260
12.1	要避難状況の把握	2-261
	【本部班、消防組合】	2-261

12. 2	避難指示	【本部班、消防組合、警察署、広報班】	2-261
12. 3	警戒区域の設定	【本部班、消防組合、警察署】	2-264
12. 4	避難誘導及び移送	【要配慮者支援班、医療班、学校教育班、現地調査班、本部班、市民班、消防団】	2-265
12. 5	避難所の開設	【本部班、避難所連絡班、避難所運営班、教育財務班、建築住宅班、学校教育班、広報班、各施設管理者】	2-267
12. 6	他市町村からの広域一時滞在者の受入れ	【要配慮者支援班、医療班、学校教育班、本部班、市民班、消防団】	2-270
第 13	給水活動		2-271
13. 1	被害状況の把握	【上下水道管理班】	2-272
13. 2	給水体制の確立	【上下水道管理班、給水班、医療班、要配慮者支援班】	2-272
13. 3	広報	【上下水道管理班、広報班】	2-274
13. 4	施設の応急復旧	【水道復旧班】	2-274
13. 5	応援要請及び受入れ	【上下水道管理班】	2-274
13. 6	災害救助法が適用された場合の費用等	【上下水道管理班】	2-275
第 14	食料の供給		2-276
14. 1	食料需要及び供給能力の把握	【食料・物資調達班、給食班、避難所運営班、交通・帰宅困難者支援班、要配慮者支援班、職員班】	2-277
14. 2	食料の供給基準	【避難所運営班、要配慮者支援班、食料・物資調達班、給食班】	2-277
14. 3	食料の調達・供給	【食料・物資調達班、管財輸送班、給食班、避難所運営班、本部班】	2-278
14. 4	災害救助法が適用された場合の費用等	【食料・物資調達班、給食班】	2-280
第 15	生活必需品等の供給・貸与		2-281
15. 1	生活必需品等の需要の把握	【避難所連絡班、避難所運営班、食料・物資調達班】	2-282
15. 2	生活必需品等の調達・輸送	【食料・物資調達班、管財輸送班、福祉班】	2-282
15. 3	生活必需品等の配分	【避難所運営班、福祉班】	2-284
15. 4	災害救助法が適用された場合の費用等	【食料・物資調達班】	2-284
第 16	要配慮者の安全確保		2-285
16. 1	高齢者、障害者等の安全確保	【要配慮者支援班、建築住宅班、保健班、市民班】	2-286
16. 2	外国人の安全確保	【本部班、情報整理班、広報班、国際班、市民班】	2-288
第 17	遺体の取扱い		2-290
17. 1	遺体の搜索	【市民班、現地調査班】	2-291
17. 2	遺体の処理	【市民班、医療班】	2-292
17. 3	遺体の埋・火葬	【市民班、福祉班】	2-293
第 18	ライフラインの応急対策		2-295
18. 1	上水道施設	【上下水道管理班、水道復旧班、広報班】	2-297
18. 2	下水道施設	【下水道復旧班、広報班】	2-298
18. 3	ガス施設	【都市ガス事業者、(一社)埼玉県LPガス協会川越支部】	2-299
18. 4	電力設備	【東京電力パワーグリッド(株)川越支社】	2-300
18. 5	電気通信施設	【東日本電信電話(株)埼玉事業部】	2-302
18. 6	関係機関との調整	【上下水道管理班、水道復旧班、下水道復旧班、広報班、埼玉県、都市ガス事業者、(一社)埼玉県LPガス協会川越支部、東京電力パワーグリッド(株)川越支社、東日本電信電話(株)埼玉事業部】	2-303
第 19	公共施設等の応急復旧		2-304

19. 1	公共建築物	【各施設管理者、建築住宅班、情報処理班】	2-305
19. 2	道路施設	【道路班、建設管理班、広報班】	2-305
19. 3	河川施設	【河川班、建設管理班、現地調査班、広報班】	2-307
19. 4	農業集落排水処理施設	【農政班】	2-308
19. 5	鉄道	【東日本旅客鉄道(株)、東武ステーションサービス(株)、西武鉄道(株)】	2-308
19. 6	その他の施設	【関係各班、農政班、医療班、要配慮者支援班】	2-311
第 20	帰宅困難者への支援		2-313
20. 1	情報の提供等	【交通・帰宅困難者支援班】	2-314
20. 2	一時滞在施設の開設・運営	【交通・帰宅困難者支援班】	2-314
20. 3	帰宅活動への支援	【交通・帰宅困難者支援班、食料・物資調達班、給水班、 広報班】	2-315
第 3 節	救援期における災害応急対策活動		2-317
第 1	災害情報の収集・伝達・共有		2-320
1. 1	救援期の被害状況の把握・伝達（経過速報）	【本部班、情報整理班】	2-320
1. 2	災害情報の共有	【情報整理班】	2-320
1. 3	被災者に関する情報の整理	【本部班】	2-321
第 2	広報広聴活動		2-322
2. 1	広報活動	【広報班、関係各班】	2-323
2. 2	各種相談窓口の設置	【市民班、関係各班】	2-324
2. 3	相談の内容	【市民班、関係各班】	2-324
第 3	避難所の運営		2-326
3. 1	避難所の運営管理体制	【避難所連絡班、避難所運営班、関係各班】	2-327
3. 2	避難所の標準設備等	【避難所運営班】	2-328
3. 3	避難所等の運営	【避難所運営班、避難所連絡班、食料・物資調達班、関係各班】	2-328
3. 4	避難所での医療	【保健班、医療班】	2-330
3. 5	避難所の生活環境への配慮	【避難所運営班、福祉班、衛生班、保健班、 廃棄物対策班、食料・物資調達班、要配慮者支援班、市民班】	2-330
3. 6	市外への避難、被災者の移送	【本部班、避難所連絡班、避難所運営班】	2-332
3. 7	日常生活への復帰・避難所の縮小	【本部班、避難所連絡班、避難所運営班】	2-333
第 4	防疫及び保健衛生		2-334
4. 1	防疫活動	【衛生班】	2-335
4. 2	保健衛生活動	【衛生班、保健班】	2-336
4. 3	動物愛護	【衛生班】	2-337
第 5	廃棄物対策		2-339
5. 1	処理体制の整備	【廃棄物対策班、環境保全班】	2-340
5. 2	災害廃棄物等の処理	【廃棄物対策班、環境保全班】	2-340
5. 3	仮置場の確保	【廃棄物対策班】	2-342
5. 4	災害廃棄物処理実行計画の策定	【廃棄物対策班】	2-343
5. 5	市民への広報	【廃棄物対策班、環境保全班】	2-344
第 6	住宅の確保		2-345
6. 1	被災住宅の応急修理	【建築指導班、総括現地調査班、現地調査班】	2-346
6. 2	応急仮設住宅の設置	【建築住宅班、管財輸送班、市民班】	2-348
6. 3	既存住宅の活用	【建築住宅班】	2-350
第 7	文教・保育対策		2-351
7. 1	応急教育	【学校教育班、教育財務班、給食班】	2-352
7. 2	応急保育	【保育班】	2-355

7.3	社会教育施設対策	【教育総務班、教育財務班、各施設管理者】	2-356
7.4	文化財の保護対策	【文化財保護班、都市計画班】	2-357
第8	商工・農業対策		2-359
8.1	商工業対策	【食料・物資調達班】	2-360
8.2	農業対策	【農政班、河川班】	2-360
第9	義援金品の受付、配分		2-361
9.1	義援金品の募集	【福祉班、食料・物資調達班】	2-362
9.2	義援金品の受付	【福祉班、食料・物資調達班】	2-362
9.3	義援品の保管及び配分	【食料・物資調達班】	2-363
9.4	義援金の保管及び配分	【福祉班】	2-363
第10	労働力の確保		2-364
10.1	労働力の確保	【職員班】	2-365
10.2	災害救助法が適用された場合の実施基準	【職員班】	2-365
第3章	震災復旧・復興計画		2-366
第1節	施設の復旧・復興対策		2-367
第1	震災復旧計画		2-368
1.1	震災復旧計画の方針	【各課共通】	2-368
1.2	震災復旧計画の推進	【各課共通】	2-369
第2	震災復興計画		2-372
2.1	震災復興対策本部の設置	【各課共通】	2-372
2.2	震災復興方針の策定	【各課共通】	2-372
2.3	震災復興計画の策定	【各課共通】	2-373
第2節	民生安定のための措置		2-374
第1	罹災証明書の発行		2-375
1.1	罹災証明書発行の概要	【福祉班、建築指導班、消防組合】	2-375
1.2	罹災証明書の発行体制の整備	【総括現地調査班、現地調査班、福祉班】	2-376
1.3	罹災証明書発行の流れ	【総括現地調査班、現地調査班、福祉班】	2-377
1.4	罹災証明書発行に関する広報と相談窓口の設置		
		【広報班、福祉班、総括現地調査班】	2-380
第2	被災者の生活確保		2-381
2.1	生活相談	【市民班、情報収集連絡班、関係各班】	2-381
2.2	災害弔慰金、災害障害見舞金の支給	【福祉班（福祉推進課）】	2-383
2.3	災害援護資金の貸付	【福祉班（福祉推進課）】	2-383
2.4	被災者生活再建支援制度	【福祉班（福祉推進課）】	2-384
2.5	埼玉県・市町村被災者安心支援制度		
		【本部班、福祉班（福祉推進課）、建築住宅班（建築住宅課）】	2-384
2.6	住宅の再建	【建築住宅班（建築住宅課）】	2-385
2.7	職業のあっせん	【食料・物資調達班（雇用支援課）】	2-386
2.8	租税等の徴収猶予及び減免等	【関係各課】	2-386
2.9	生活保護	【福祉班（生活福祉課）】	2-387
2.10	借地借家の特例の適用に関する計画	【建築住宅班（建築住宅課）】	2-387
第3	地域経済の復旧支援		2-389
3.1	農業関係融資	【農政班（農政課）】	2-389
3.2	中小企業関係融資	【食料・物資調達班（産業振興課）】	2-390
第3節	激甚災害の指定		2-391
第1	激甚災害の指定手続		2-392
1.1	激甚法による財政援助	【関係各課】	2-392
1.2	激甚災害の指定手続	【関係各課】	2-392

1. 3	激甚災害に関する被害状況等の報告	【本部班】	2-393
第2	特別財政援助額の交付手続等		2-394
第4章	南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画		2-395
第1節	南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応		2-396
第1	関係機関への伝達		2-397
第2	市民、企業等へのよびかけ		2-398
第2節	地震発生後の対応		2-399
第5章	火山噴火降灰対策		2-400
第1	想定される被害		2-401
1. 1	富士山が噴火した場合		2-401
1. 2	その他の近隣火山が噴火した場合		2-402
1. 3	基礎知識		2-402
第2	予防・事前対策		2-403
2. 1	火山噴火に関する知識の普及	【防災危機管理室】	2-403
2. 2	噴火警報・予報、降灰予報	【防災危機管理室】	2-403
2. 3	事前対策の検討	【関係各課】	2-407
2. 4	家庭における備蓄の推進	【防災危機管理室】	2-407
第3	応急対策		2-408
3. 1	情報の収集・伝達	【本部班、情報整理班、情報収集連絡班、広報班】	2-408
3. 2	避難所の開設・運営	【本部班、避難所連絡班、避難所運営班、学校教育班、 上下水道管理班、給水班、医療班、保健班】	2-409
3. 3	医療救護	【医療班、保健班、消防組合】	2-409
3. 4	交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策	【交通・帰宅困難者支援班、道路班、上下水道管理班、水道復旧班、 下水道復旧班、都市ガス事業者、(一社)LPガス協会、 東京電力パワーグリッド(株)、東日本電信電話(株)】	2-410
3. 5	農業者への支援	【農政班】	2-410
3. 6	降灰の処理	【廃棄物対策班、環境保全班、道路班】	2-410
3. 7	広域一時滞在	【本部班、学校教育班、避難所運営班】	2-411
3. 8	物価の安定、物資の安定供給	【食料・物資調達班、広報班】	2-411

第3編 風水害対策編

《注意》

目次項目に対応して担当する部署名を【 】内に記載しています。

「予防計画」の場合は市の行政組織名を、「応急対策計画」の場合は災害対策本部の班名を記載しています。

災害対策本部の班構成と各班を編成する行政組織については、資料編「■災害対策本部の組織編成（資料集 p1-174、175）」を参照してください。

また、目次項目のなかで震災対策編を準用することで対応可能な項目については、＜震災対策編を準用＞と記載しています。

第1章	風水害予防計画	3- 1
第1節	風水害に強い都市環境の整備	3- 2
第1	風水害予防計画	3- 4
1. 1	流域整備計画	【河川課、下水道課】 3- 4
1. 2	河川・下水道の整備	【河川課、下水道課、事業計画課】 3- 6
1. 3	地盤沈下対策	【環境対策課】 3- 7
1. 4	土地利用の適正化	【都市計画課、開発指導課】 3- 8
1. 5	水防用資機材の確保	【防災危機管理室、河川課、道路環境整備課】 3- 8
1. 6	竜巻等突風対策	【防災危機管理室、農政課、教育財務課、教育指導課】 3- 8
第2	計画的なまちづくりの推進	3-11
2. 1	防災的土地利用計画の推進	＜震災対策編を準用＞ 3-11
2. 2	地盤災害の予防	【防災危機管理室、開発指導課】 3-12
2. 3	防災空間の確保	＜震災対策編を準用＞ 3-13
第3	都市施設の安全対策	＜震災対策編を準用＞ 3-14
第4	防災拠点の整備	＜震災対策編を準用＞ 3-14
第5	安全避難の確保	3-15
5. 1	避難計画の策定	【防災危機管理室】 3-16
5. 2	指定避難所の整備	＜震災対策編を準用＞ 3-18
5. 3	避難路の整備	＜震災対策編を準用＞ 3-18
第2節	風水害に強い防災体制の整備	3-19
第1	災害活動体制の整備	＜震災対策編を準用＞ 3-22
第2	災害情報収集・伝達体制の整備	＜震災対策編を準用＞ 3-22
第3	非常用物資の備蓄	＜震災対策編を準用＞ 3-22
第4	消防体制の整備	＜震災対策編を準用＞ 3-23
第5	災害時医療体制の整備	＜震災対策編を準用＞ 3-23
第6	防疫体制の整備	＜震災対策編を準用＞ 3-23
第7	緊急輸送体制の整備	＜震災対策編を準用＞ 3-24
第8	廃棄物処理体制の整備	＜震災対策編を準用＞ 3-24
第9	住宅対策	＜震災対策編を準用＞ 3-25
第10	文教対策	＜震災対策編を準用＞ 3-25
第11	帰宅困難者対策	＜震災対策編を準用＞ 3-25
第12	鉄道・道路の災害予防	3-26
第3節	市民と行政の協働による防災対策	3-27
第1	防災意識の高揚	＜震災対策編を準用＞ 3-28

第2	防災訓練の充実	3-28
2.1	訓練の目的	<震災対策編を準用> 3-29
2.2	総合防災訓練	<震災対策編を準用> 3-29
2.3	本市及び防災関係機関の訓練	3-29
	【防災危機管理室、河川課、消防組合、各課共通】	3-29
2.4	事業所、自主防災組織及び市民の訓練	<震災対策編を準用> 3-30
第3	防災組織の育成・強化	<震災対策編を準用> 3-31
第4	避難行動要支援者対策	3-32
4.1	在宅の避難行動要支援者に対する安全対策	<震災対策編を準用> 3-32
4.2	要配慮者全般の安全対策	<震災対策編を準用> 3-32
4.3	社会福祉施設入所者等に対する安全対策	<震災対策編を準用> 3-33
4.4	外国人に対する安全対策	<震災対策編を準用> 3-33
第5	ボランティアとの連携	<震災対策編を準用> 3-34
第4節	風水害に関する調査研究	3-35
第1	防災に関する資料の収集及び分析	3-36
第2	調査研究事項	3-36
第3	研究成果の活用	3-36
第2章	風水害応急対策計画	3-37
第1節	活動体制の確立	3-38
第1	配備体制と動員計画	3-41
1.1	配備体制	【各班（各課）共通】 3-42
1.2	動員計画	<震災対策編を準用> 3-43
第2	災害対策本部の設置・運営	<震災対策編を準用> 3-44
第3	情報通信手段の確保	<震災対策編を準用> 3-44
第4	民間への協力依頼等	<震災対策編を準用> 3-44
第5	物資・資機材の調達	<震災対策編を準用> 3-44
第6	広域応援等	<震災対策編を準用> 3-44
第7	自衛隊への災害派遣要請依頼	<震災対策編を準用> 3-45
第8	ボランティアとの連携	<震災対策編を準用> 3-45
第9	災害救助法の適用	<震災対策編を準用> 3-45
第2節	警戒期における災害応急対策活動	3-46
第1	風水害に関する情報の収集・伝達	3-47
1.1	注意報・警報等の情報	【防災危機管理室、河川課】 3-48
1.2	水防情報	【防災危機管理室、河川課】 3-54
1.3	土砂災害警戒情報	【防災危機管理室】 3-59
1.4	竜巻等突風に関する情報の発信	【防災危機管理室】 3-59
1.5	異常な現象発見時の通報	【防災危機管理室】 3-61
第2	消防法に基づく火災気象通報と火災警報	3-62
2.1	火災気象通報及び火災警報の収集・伝達	【消防組合】 3-63
2.2	火災警報の周知	【消防組合】 3-63
第3	水防活動・土砂災害対策活動	3-64
3.1	危険区域の監視・警戒	【本部班、現地調査班、河川班、消防組合、消防団】 3-65
3.2	決壊時の処置	【現地調査班、河川班、消防組合、消防団】 3-67
3.3	応援の要請	【本部班】 3-68
3.4	水防信号	【本部班】 3-68
3.5	公用負担	【関係各班】 3-69
3.6	土砂災害対策活動	3-70
	【本部班、現地調査班、要配慮者支援班、関係各班、消防団】	3-70

第4	避難活動	3-72
4.1	避難情報	【本部班、消防組合、警察署】 3-73
4.2	警戒区域の設定	【本部班、河川班、消防組合、警察署】 3-78
4.3	避難誘導及び移送	【本部班、河川班】 3-79
4.4	避難所の開設	【本部班、教育財務班、建築住宅班、学校教育班、避難所連絡班、避難所運営班、広報班、各施設管理者】 3-79
4.5	避難者名簿の作成	【避難所運営班】 3-82
4.6	埼玉県への報告	【本部班】 3-82
4.7	広域避難のための避難場所の調整	【本部班】 3-82
4.8	他市町村からの広域一時滞在者の受入れ	＜震災対策編を準用＞ 3-82
第3節	発災初期における災害応急対策活動	3-83
第1	市民からの通報・問合せの処理	＜震災対策編を準用＞ 3-87
第2	災害情報の収集・伝達・共有	＜震災対策編を準用＞ 3-87
第3	広報活動	＜震災対策編を準用＞ 3-87
第4	消防活動	＜震災対策編を準用＞ 3-87
第5	救助・救急	＜震災対策編を準用＞ 3-88
第6	医療救護	＜震災対策編を準用＞ 3-88
第7	交通対策	＜震災対策編を準用＞ 3-88
第8	緊急輸送道路の確保	＜震災対策編を準用＞ 3-88
第9	緊急輸送手段の確保	＜震災対策編を準用＞ 3-89
第10	二次災害の防止	＜震災対策編を準用＞ 3-89
第11	給水活動	＜震災対策編を準用＞ 3-89
第12	食料の供給	＜震災対策編を準用＞ 3-89
第13	生活必需品等の供給・貸与	＜震災対策編を準用＞ 3-90
第14	要配慮者の安全確保	3-91
14.1	高齢者、障害者等の安全確保	
	【本部班、要配慮者支援班、広報班、建築住宅班、保健班、市民班】	3-92
14.2	外国人の安全確保	＜震災対策編を準用＞ 3-95
第15	遺体の取扱い	＜震災対策編を準用＞ 3-96
第16	ライフラインの応急対策	＜震災対策編を準用＞ 3-96
第17	公共施設等の応急復旧	＜震災対策編を準用＞ 3-96
第18	帰宅困難者への支援	＜震災対策編を準用＞ 3-97
第4節	救援期における災害応急対策活動	3-98
第1	災害情報の収集・伝達・共有	＜震災対策編を準用＞ 3-100
第2	広報広聴活動	＜震災対策編を準用＞ 3-100
第3	避難所の運営	＜震災対策編を準用＞ 3-100
第4	防疫及び保健衛生	＜震災対策編を準用＞ 3-101
第5	廃棄物対策	＜震災対策編を準用＞ 3-101
第6	住宅の確保	＜震災対策編を準用＞ 3-101
第7	文教・保育対策	＜震災対策編を準用＞ 3-102
第8	商工・農業対策	＜震災対策編を準用＞ 3-102
第9	義援金品の受付、配分	＜震災対策編を準用＞ 3-102
第10	労働力の確保	＜震災対策編を準用＞ 3-102
第3章	風水害復旧・復興計画	3-103
第1節	施設の復旧・復興計画	3-104
第1	復旧計画	＜震災対策編を準用＞ 3-105
第2	復興計画	＜震災対策編を準用＞ 3-105
第2節	民生安定のための措置	3-106

第1	罹災証明書の発行	＜震災対策編を準用＞	3-107
第2	被災者の生活確保	＜震災対策編を準用＞	3-107
第3	地域経済の復旧支援	＜震災対策編を準用＞	3-107
第3節	激甚災害の指定		3-108
第4章	雪害対策計画		3-109
第1	雪害予防対策		3-110
1.1	市民等による雪害対策	【防災危機管理室】	3-110
1.2	情報通信体制の充実強化	【防災危機管理室】	3-111
1.3	避難所の確保	【防災危機管理室、教育財務課】	3-111
1.4	建築物の雪害予防	【関係各課】	3-111
1.5	道路交通対策	【道路街路課、道路環境整備課】	3-112
1.6	鉄道等交通対策		
	【東日本旅客鉄道(株)、西武鉄道(株)、東武ステーションサービス(株)】		3-112
1.7	ライフライン施設雪害予防		
	【事業計画課、上下水道管理センター、水道課、東京電力パワーグリッド(株)、都市ガス事業者、(一社)埼玉県LPガス協会、東日本電信電話(株)】		3-113
1.8	農業に係る雪害予防	【農政課】	3-113
第2	雪害時の応急活動		3-114
2.1	情報の収集・伝達・広報		
	【本部班、情報整理班、情報収集連絡班、広報班、情報処理班】		3-114
2.2	道路機能の確保	【交通・帰宅困難者支援班、道路班】	3-115
2.3	警備・交通規制	【交通・帰宅困難者支援班、道路班】	3-115
2.4	避難所の開設・運営		
	【本部班、避難所連絡班、避難所運営班、学校教育班】		3-116
2.5	医療救護	【医療班、保健班、福祉班、消防組合】	3-116
2.6	ライフラインの確保	【上下水道管理班、ライフライン事業者】	3-116
2.7	地域における除雪協力	【自主防災組織】	3-117
2.8	農業復旧支援	【農政班】	3-117
第5章	大規模水害計画		3-118
第1	想定される被害		3-119
1.1	計画の前提		3-119
1.2	大規模水害の特徴		3-119
第2	被害軽減対策		3-121
2.1	適時・的確な避難の実現	【防災危機管理室、関係各課】	3-121
2.2	応急対応力の強化と重要機能の確保	【防災危機管理室、河川課】	3-122
2.3	地域の大規模水害対応力の強化	【防災危機管理室、消防組合】	3-123
2.4	氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減	【河川課、下水道課】	3-124
2.5	防疫及び水害廃棄物処理対策		
	【管財課、資源循環推進課、保健予防課、衛生検査課】		3-124

第4編 複合災害対策編

第1 複合災害対策計画	4- 1
1.1 基本方針	4- 1
1.2 予防・事前対策	【関係各課】 4- 2
1.3 応急対策	【関係各班】 4- 3
第2 最悪事態（シビアコンディション）への対応	4- 5
2.1 シビアコンディションへの対応	4- 5
2.2 シビアコンディションの共有と取組の実施	4- 5

第5編 事故災害対策編

第1章 大規模事故災害への対応	5- 1
第1節 大規模火災対策計画	5- 2
第1 大規模火災予防	5- 3
1. 1 災害に強いまちづくり	
【防災危機管理室、都市計画部、消防組合、事業者】	5- 3
1. 2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	
【防災危機管理室、消防組合、道路管理者、埼玉県、事業者等】	5- 4
1. 3 防災知識の普及、訓練	【防災危機管理室、消防組合】 5- 6
第2 大規模火災対策	5- 7
2. 1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	
【本部班、消防組合、埼玉県、関係機関】	5- 7
2. 2 活動体制の確立	【本部班、職員班、埼玉県、事業者、関係機関】 5- 8
2. 3 消防活動	【消防組合】 5- 9
2. 4 交通の確保	【本部班、道路班、道路管理者】 5- 9
2. 5 避難収容活動	【要配慮者支援班、医療班、学校教育班、 現地調査班、本部班、市民班、消防団】 5- 9
2. 6 施設・設備の応急復旧活動	【各班共通】 5-10
2. 7 市民等への広報	【情報連絡班、本部班、情報整理班、広報班、市民班】 5-10
第2節 危険物等災害対策計画	5-11
第1 危険物等災害予防	5-12
1. 1 消防法に定める危険物の保安対策	
【保健総務課、消防組合、警察署、事業者、埼玉県】	5-12
1. 2 高圧ガス施設・火薬類取扱施設の保安対策	【消防組合、埼玉県】 5-13
1. 3 毒劇物取扱施設の保安対策	【保健総務課、消防組合】 5-13
第2 危険物等災害応急対策	5-14
2. 1 基本方針	【消防組合、医療班、環境保全班】 5-14
2. 2 危険物施設応急対策	【消防組合】 5-15
2. 3 放射線施設応急対策計画	【消防組合】 5-15
2. 4 高圧ガス施設応急対策計画	【消防組合】 5-15
2. 5 毒劇物施設応急対策計画	【保健総務課、消防組合】 5-15
2. 6 有害化学物質等による汚染防止対策	【環境保全班】 5-16
2. 7 石綿使用被災建築物等飛散防止対策	【環境保全班】 5-16
2. 8 市民への呼びかけ	【広報班、関係各班】 5-16
第3節 道路災害対策計画	5-17
第1 道路災害予防	5-18
1. 1 現 状	5-18
1. 2 実施計画	【道路管理者、市、埼玉県】 5-18
第2 道路災害応急対策	5-21
2. 1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	
【市、道路管理者、埼玉県】	5-21
2. 2 活動体制の確立	【市、埼玉県、道路管理者】 5-23
2. 3 消火活動	【道路管理者、消防組合】 5-23
2. 4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	
【道路管理者、市、警察署】	5-24
2. 5 危険物の流出に対する応急対策	【道路管理者、消防組合】 5-24

2. 6	道路施設・交通安全施設の応急復旧活動	【道路管理者】	5-24
2. 7	被災者等への的確な情報伝達活動	【市、埼玉県】	5-25
2. 8	道路災害からの復旧	【道路管理者】	5-25
第4節	鉄道事故対策計画		5-26
第1	活動体制		5-27
1. 1	鉄道事業者の措置	【鉄道事業者】	5-27
1. 2	埼玉県の措置	【埼玉県】	5-27
1. 3	市の措置	【防災危機管理室、消防組合】	5-28
第2	応急措置		5-29
2. 1	情報収集	【防災危機管理室、消防組合】	5-29
2. 2	避難誘導	【防災危機管理室、警察署、鉄道事業者、消防組合】	5-29
2. 3	災害現場周辺の住民への避難指示		
		【防災危機管理室、警察署、消防組合】	5-30
2. 4	救出・救助	【消防組合、警察署】	5-30
2. 5	消火活動	【消防組合】	5-30
2. 6	応援要請	【防災危機管理室、消防組合】	5-30
2. 7	医療救護	【保健医療推進課、川越市医師会、消防組合】	5-30
第5節	航空機事故災害対策計画		5-31
第1	活動体制		5-32
1. 1	事業者の措置	【事業者】	5-32
1. 2	埼玉県の措置	【埼玉県】	5-32
1. 3	市の措置	【防災危機管理室、関係各課】	5-33
第2	応急措置		5-35
2. 1	情報収集	【防災危機管理室、消防組合、埼玉県】	5-35
2. 2	避難誘導	【消防組合、事業者】	5-36
2. 3	救出・救助	【消防組合、警察署】	5-36
2. 4	消火活動	【消防組合】	5-36
2. 5	応援要請	【防災危機管理室、消防組合】	5-37
2. 6	医療救護	【保健医療推進課、川越市医師会、消防組合】	5-37
第6節	放射性物質事故災害対策計画		5-38
第1	目 標		5-39
第2	核燃料物質等事故災害対策計画		5-40
2. 1	事故発生直後の情報の収集・連絡	【市、埼玉県、原子力事業者等】	5-40
2. 2	活動体制の確立	【市、消防局、原子力事業者等】	5-42
2. 3	消火活動	【消防組合、原子力事業者等】	5-43
2. 4	原子力緊急事態宣言発出時の対応	【市、埼玉県】	5-43
2. 5	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動		
		【市、埼玉県、警察署、道路管理者】	5-44
2. 6	退避・避難収容活動など	【市、埼玉県】	5-44
2. 7	核燃料物質等の除去等	【原子力事業者等】	5-46
2. 8	各種規制措置と解除	【市、埼玉県、警察署、原子力事業者等】	5-47
2. 9	被害状況の調査等	【市】	5-47
2. 10	住民の健康調査等	【市、埼玉県】	5-48